

有田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和8年1月7日

有田市長 玉木久登

有田市訓令第2号

有田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱を廃止する要綱

有田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和5年訓令第2号）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。